

工 事 番 号	城 里 町												
令和7年度	町 長	副 町 長	課 長	課 員	所 長	所 員	設 計 者						
令和7年度 衛生センター 流量計機器整備工事					起 工 設計書 第1回変更			東茨城郡城里町大字小勝2571 城里町衛生センター					
設 計 概 要	設計内訳							施工方法	請 負・直 営				
	① 分離型電磁流量計検出器 2台 ② 分離型電磁流量計変換機 2台 ③ 交換、設定、調整 1式							施工期間	令和 年 月 日から 日間				
								延期・中止	令和 8 年 2 月 27 日まで 令和 年 月 日から 日間				
								起工年月日	令和 7 年 6 月 16 日				
								完了年月日	令和 年 月 日				
								請負人					
変 更 理 由													
費 目	起 工	第 1 回 変 更	第 2 回 変 更	増 △ 減									
起 工 額 <small>設計</small>													
請負に対する額 <small>請負</small> 又は請負額 <small>設計</small>													
工 事 価 格 <small>請負</small> <small>設計</small>													
測 量 試 験 費 <small>請負</small> 又は工事雑費 <small>設計</small>													
消 費 税 相 当 額 <small>請負</small> <small>設計</small>													
請 負 決 定 額 <small>請負</small> <small>設計</small>													
変更請負算定基礎・変更請負額＝変更請負に対する額×請負比率（							起工時の請負決定額 起工時の請負に対する額						

本 工 事 費 内 訳 書

名 称		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
令和7年度 衛生センター流量計機器整備工事						
1.	流量計器整備	1.0	式			
	直接工事費	1.0	式			
	共通仮設費	1.0	式			
	純工事費	1.0	式			
	据付間接費	1.0	式			
	現場管理費	1.0	式			
	工事原価	1.0	式			
	一般管理費	1.0	式			
	工事価格	1.0	式			
	消費税相当額	1.0	式			10%
	工事費計	1.0	式			

本 工 事 費 内 訳 書

[内訳1]

名 称		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1.	流量計機器整備					
	【凝集系UF循環流量計】					
	分離型電磁流量計検出器	1.0	台			
	型式：T782F1501181					
	【分離液流量計】					
	分離型電磁流量計検出器	1.0	台			
	型式：T782F0501181					
	分離型電磁流量計変換機（凝集系UF循環流量計・分離液流量計 共通）	2.0	台			
	型式：T787F10-61-91					
	パッキン 10K×50A	1.0	枚			
	パッキン 10K×150A	2.0	枚			
	設備機械工	4.0	人工			
	電工	2.0	人工			
	機械設備据付工	2.0	人工			
	小 計					

令和7年度 衛生センター流量計機器整備工事仕様書

1. 工事名

令和7年度 衛生センター流量計機器整備工事

2. 工事場所

茨城県東茨城郡城里町大字小勝2571 城里町衛生センター

3. 工期

契約日の翌日から令和8年2月27日まで

4. 工事の目的

城里町（以下「本町」という。）は、城里町衛生センター（以下「本施設」という。）で、し尿処理を行っているが、機器類の経年による能力低下に対し、整備工事（以下「本工事」という。）を実施して所定の性能を維持すると共に、維持管理に係る費用の低減を目的とする。

5. 工事内容

本工事は、流量計機器を交換整備し特性試験、ループ確認、校正等を行う。

6. 対象機器

1) 凝集系 UF 循環流量計

①分離型電磁流量計検出器 型式：T782F15011181 1台

②分離型電磁流量計変換機 型式：T787F10-61-91 1台

2) 分離液流量計

①分離型電磁流量計検出器 型式：T782F05011181 1台

②分離型電磁流量計変換機 型式：T787F10-61-91 1台

7. 試運転

整備後、各機器が正常値の範囲内で作動するか試験運転を行い、必要に応じ調整すること。

8. 提出書類

請負者は、発注者の定める様式により、次の書類を提出しなければならない。

①着工届

②工事工程表

③現場代理人及び主任（監督）専門技術者選（改）任通知書

④機器・材料納入仕様書

⑤施工体系図

⑥施工体制台帳

⑦作業員名簿

⑧工事完成通知書

⑨完成図

⑩工事写真及び完成写真

⑪産業廃棄物処理関係書類（マニフェストの写し等）

⑫その他監督員が指示する書類

9. 引渡し

本工事完了にあたっては、本町の検査を受けるものとし、合格後引渡しとする。

10. 引渡し後の保証

本工事は、完了検査合格後引渡しとなるが、引渡し後でも請負者の起こす要因で故障、その他の事故等が発生した場合は、監督員の指示に従い速やかに補修等を行うこと。また、機器類は実使用期間1ヶ年以内で、請負者の責による事故と判断される場合も監督員の指示に従い、補修または機器の交換を行うこと。

11. その他事項

- (1) 工事使用材料については、監督員立会いの上、検査を行い、合格後使用すること。
- (2) 本工事に必要な電気、用水等は無償で供与する。
- (3) 請負者は労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働災害防止に万全の対策を講じること。また、労働災害等が発生した場合、遅延なく監督員に報告すること。
- (4) 本工事により本施設に損害を与えた場合は、直ちに本町に報告すると共に、速やかに現状復帰を原則とし、その費用は受注者負担とする。
- (5) 本仕様書は、基本的な内容について定めるものであり、本仕様書に明示されていない事項であっても、本工事の性格上必要と思われる事項については、受注者の責任と負担で完備しなければならない。
- (6) 工事現場の見えやすい場所に、工事件名、工事箇所、工事期間、請負者の名称等を記載した工事標識を設置しなければならない。
- (7) 請負者は、工事開始から完了まで過程を随時写真撮影し、整理の上、提出すること。
- (8) その他、疑義が生じた場合は監督員と協議の上、指示に従うこと。